

VI 付属資料

1 策定経過

年 月 日	経 過
2021年10月28日	第10期第2回神奈川県男女共同参画審議会 ・ 現行プランの主な現状、現行プラン策定後の男女共同参画に関する動向等を審議
2022年1月18日	第10期第3回神奈川県男女共同参画審議会 ・ 現行プランの現状と課題、改定の方向性を審議
2022年5月17日	第10期第4回神奈川県男女共同参画審議会 ・ プランの改定について、知事から神奈川県男女共同参画審議会会長に諮問 ・ プランの名称、基本目標、基本理念を審議
2022年6月28日	第11期第1回神奈川県男女共同参画審議会 ・ 会長及び副会長の選出 ・ 重点目標、目標値、参考数値、全体構成について審議
2022年第2回県議会へプラン改定について報告	
2022年7月27日	第11期第2回神奈川県男女共同参画審議会 ・ 現行プランの2021年度進捗状況評価
2022年8月17日	第11期第3回神奈川県男女共同参画審議会 ・ 「プラン」改定素案を審議 ・ 目標値、参考数値を審議
2022年第3回県議会へ「プラン」改定素案を報告	
2022年10月7日 ～11月6日	「プラン」改定素案について県民意見の募集、市町村への意見照会などを実施
2022年10月11日	第11期第4回神奈川県男女共同参画審議会 ・ 「プラン」改定案を審議
2022年第3回県議会へ「プラン」改定案を報告	
2022年12月22日	第11期第5回神奈川県男女共同参画審議会 ・ 「プラン(第5次)」(案)を審議
2023年1月20日	神奈川県男女共同参画審議会会長から知事に答申
2023年2月、第1回県議会へ「プラン(第5次)」議案を提出、同年3月可決	

2 神奈川県男女共同参画審議会答申

令和5年1月20日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県男女共同参画審議会
会長 岩田 喜美枝

かながわ男女共同参画推進プランの改定について(答申)

令和4年5月17日に諮問を受けた、かながわ男女共同参画推進プランの改定について、次のとおり答申します。

- ・ 別添の「かながわ男女共同参画推進プラン(第5次)」(案)について、当審議会は全体として妥当なものと評価します。

3 神奈川県男女共同参画審議会 委員名簿

第10期神奈川県男女共同参画審議会委員名簿
(任期 2020年6月1日～2022年5月31日)

氏名	職業・役職等
あわの 粟野 裕 (～2020.8.24) にへい 仁平 純一(2020.8.25～)	株式会社横浜銀行人財部長 (一般社団法人神奈川県経営者協会推薦)
いのうえ 井上 匡子	特定非営利活動法人かながわ女性会議副理事長 (特定非営利活動法人かながわ女性会議推薦)
◎ いわた 岩田 喜美枝	住友商事株式会社社外取締役 株式会社りそなホールディングス社外取締役 味の素株式会社社外取締役
しらかわ 白河 桃子	相模女子大学大学院特任教授
すずき 鈴木 紀子	日本女子大学現代女性キャリア研究所客員研究員
つきむら 月村 均 (～2021.4.19) あいざわ 相澤 武 (2021.4.20 ～2022.5.8) やながわ 柳川 良香(2022.5.9～)	南足柄市企画部市民協働課長兼女性センター所長
のむら 野村 浩子	東京家政学院大学特別招聘教授
はしもと 橋本 陽子	弁護士 (神奈川県弁護士会推薦)
はまだ 濱田 歩	公募委員
まさかね 政金 正裕(～2020.9.16) やない 柳井 健一(2020.9.17 ～2021.11.28)	日本労働組合総連合会神奈川県連合会副会長
はぎわら 萩原 ちかこ 周子(2021.11.29～)	日本労働組合総連合会神奈川県連合会副事務局長 (日本労働組合総連合会神奈川県連合会推薦)
○ まつだ 松田 まさき 正樹	男も女も育児時間を！連絡会事務局長
もろはし 諸橋 たいき 泰樹	フェリス女学院大学文学部教授

◎は会長、○は副会長

2022年5月現在(50音順)

第11期神奈川県男女共同参画審議会委員名簿

(任期 2022年6月1日～2024年5月31日)

氏名	職業・役職等
井上 匡子 <small>いのうえ まさこ</small>	特定非営利活動法人かながわ女性会議副理事長 (特定非営利活動法人かながわ女性会議推薦)
◎ 岩田 喜美枝 <small>いわた きみえ</small>	住友商事株式会社社外取締役 株式会社りそなホールディングス社外取締役 味の素株式会社社外取締役
太田バークレイ 結斐 <small>おおた バークレイ ゆい</small>	公募委員
川島 高之 <small>かわしま たかゆき</small>	NPO法人ファザーリング・ジャパン理事 株式会社川島製作所代表取締役社長
○ 白河 桃子 <small>しらかわ とうこ</small>	相模女子大学大学院特任教授
鈴木 紀子 <small>すずき のりこ</small>	日本女子大学現代女性キャリア研究所客員研究員
仁平 純一 <small>にへい じゅんいち</small>	株式会社横浜銀行人財部長 (一般社団法人神奈川県経営者協会推薦)
野村 浩子 <small>のむら ひろこ</small>	東京家政学院大学特別招聘教授
萩原 周子 <small>はぎわら ちかこ</small>	日本労働組合総連合会神奈川県連合会副事務局長 (日本労働組合総連合会神奈川県連合会推薦)
橋本 陽子 <small>はしもと ようこ</small>	弁護士 (神奈川県弁護士会推薦)
矢作 拓 <small>やはぎ ひらく</small>	鎌倉市共生共創部地域共生課担当課長
湯澤 直美 <small>ゆざわ なおみ</small>	立教大学コミュニティ福祉学部 学部長・教授・立教学院理事

◎は会長、○は副会長

2023年3月現在(50音順)

4 県民参加の概要

「かながわ男女共同参画推進プラン」改定素案に関する意見募集の結果について

1 募集概要

- (1) 意見募集期間
2022年10月7日（金曜日）～2022年11月6日（日曜日）
- (2) 募集方法
ア 県政情報センター、各地域県政情報コーナー、共生推進本部室窓口での縦覧
イ 県のホームページへの掲載
ウ 県のメールマガジン等による周知
- (3) 意見提出方法
フォームメール、郵送（手話を撮影・録画したDVDの送付を含む）、ファクシミリ

2 募集結果の概要

- (1) 意見内容の概要
意見件数116件

項 目	意見数
1 重点目標1「あらゆる分野における男女共同参画」に関する意見	20
2 重点目標2「職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現」に関する意見	17
3 重点目標3「男女共同参画の面から見た健やかで安全・安心な暮らし」に関する意見	21
4 重点目標4「男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備」に関する意見	16
5 重点目標5「推進体制の整備・強化」に関する意見	11
6 計画全体に関する意見	25
7 その他	6
合 計	116

- (2) 県の考え方の概要

項 目	意見数
A プラン(改定案)に反映しました。(ご意見の趣旨を既に記載している場合を含みます。)	50
B プラン(改定案)には反映しませんが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます。	1
C ご意見の趣旨は今後の取組の参考とします。	61
D プラン(改定案)には反映できません。	0
E その他(感想・質問等)	4
合 計	116

5 男女共同参画に関する歩み(年表)

年	国連等	日本	神奈川県
1945 (昭和20)		・改正選挙法公布(婦人参政権)	
1946 (昭和21)	・国連婦人の地位委員会を設置	・初の婦人参政権行使 ・日本国憲法公布(男女平等明文化)(47年施行)	
1947 (昭和22)		・改正民法公布(家父長制廃止)(48年施行)	
1948 (昭和23)	・世界人権宣言採択	・優生保護法公布、施行	
1956 (昭和31)		・売春防止法公布(58年施行)	
1961 (昭和36)		・所得税法改正(配偶者控除制度新設)	
1967 (昭和42)	・婦人に対する差別撤廃宣言採択		
1975 (昭和50)	・国際婦人年 ・国際婦人年世界会議(メキシコシティ)世界行動計画、メキシコ宣言採択	・「国際婦人年にあたり婦人の社会的地位向上をはかる決議」採択 ・総理府に婦人問題企画推進本部設置、総理府婦人問題担当室業務開始	・県議会で「婦人の社会的地位向上をはかる決議」採択
1976 (昭和51)	・国連婦人の10年(～85年)	・民法改正(離婚復氏制度)、戸籍法公布、施行	・県知事室に婦人関係行政の窓口設置 ・(財)川崎市中企業婦人会館開館
1977 (昭和52)		・国内行動計画策定 ・国立婦人教育会館開館	・県民総務室に婦人班設置 ・県婦人問題懇話会設置
1978 (昭和53)			・新神奈川計画に婦人総合センター(現在のかながわ女性センター)が位置付けられる ・横浜市婦人会館開館
1979 (昭和54)	・女子差別撤廃条約採択		

年	国連等	日本	神奈川県
1980 (昭和55)	・国連婦人の10年(中間年)世界会議(コペンハーゲン)	・民法改正(配偶者の相続分改正)(81年施行) ・国連婦人の10年中間年全国会議	・横須賀市婦人会館(貸し館業務のみ)開館 ・県民部に婦人総合センター建設準備室設置 ・県下20女性団体による神奈川県婦人の地位向上グループ研究結果報告発行
1981 (昭和56)	・ILO第156号条約(家族的責任条約)採択	・国内行動計画後期重点目標を設定	・県婦人問題懇話会提言「神奈川県婦人の地位向上プラン(仮称)の策定に向けて」 ・県下10女性団体による婦人問題委託研究結果報告発行
1982 (昭和57)			・かながわ女性元年 ・かながわ女性プラン策定 ・かながわ女性会議結成 ・県立婦人総合センター開館 ・県民部に婦人企画室設置 ・県労働部に勤労婦人班設置 ・婦人問題協議会設置 ・厚木市婦人会館開館
1983 (昭和58)			・茅ヶ崎市婦人センター開館 ・県審議会等への女性の参加推進要綱制定
1984 (昭和59)		・国籍法、戸籍法改正(父母両系主義)(85年施行) ・パートタイム労働対策要綱制定	
1985 (昭和60)	・国連婦人の10年の成果を検討し、評価するための世界会議(ナイロビ) ・ナイロビ将来戦略採択	・国民年金法改正(専業主婦の基礎年金保証)(86年施行) ・男女雇用機会均等法公布(86年施行) ・女子差別撤廃条約の批准(86年発効)	

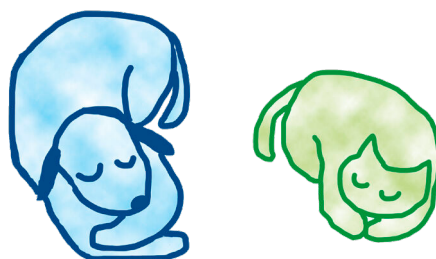
年	国連等	日本	神奈川県
1987 (昭和62)		<ul style="list-style-type: none"> ・西暦2000年に向けての新国内行動計画策定 ・所得税法改正(配偶者特別控除制度新設)、施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・新かながわ女性プラン策定 ・かながわ女性会議民間行動計画「私たちの行動計画・かながわ」策定
1988 (昭和63)		<ul style="list-style-type: none"> ・労働基準法改正(週40時間制) 	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人総合センター図書館に「山川菊栄文庫」開設 ・横浜女性フォーラム開館
1989 (平成元)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の権利に関する条約採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・新学習指導要領告示(高校家庭科男女必修) ・パートタイム労働指針告示 	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県婦人問題協議会を同女性問題協議会に名称変更
1990 (平成2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ナイロビ将来戦略見直し勧告 		
1991 (平成3)		<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業法公布(92年施行) ・新国内行動計画(第一次改定)策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・新かながわ女性プラン改定実施計画策定 ・県民部婦人企画室を同女性政策室に、県立婦人総合センターを同かながわ女性センターに名称変更 ・県審議会等の委員への女性の登用推進要綱制定
1992 (平成4)	<ul style="list-style-type: none"> ・環境と開発に関する国連会議(リオデジャネイロ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護休業制度等に関するガイドラインの策定 ・初の婦人問題担当大臣誕生 	<ul style="list-style-type: none"> ・逗子市に女性市長誕生
1993 (平成5)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連世界人権会議(ウィーン)ウィーン宣言採択 ・女性に対する暴力の撤廃に関する宣言採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・パートタイム労働法公布、施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・フォーラムよこはま開館
1994 (平成6)	<ul style="list-style-type: none"> ・ILO175号条約(パートタイム労働に関する条約)採択 ・アジア・太平洋における女性の地位向上のためのジャカルタ宣言採択 ・国際人口・開発会議(カイロ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣に男女共同参画推進本部設置 ・総理府に男女共同参画室、男女共同参画審議会設置 ・児童の権利に関する条約批准 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回東アジア女性フォーラム(現アジア女性友好交流会議)をかながわ女性センターにて開催 ・南足柄市女性センター開館

年	国連等	日本	神奈川県
1995 (平成7)	・第4回世界女性会議(北京)NGOフォーラム開催、北京宣言、行動綱領採択	・育児休業法改正(介護休業制度)公布(98年施行) ・ILO156号条約(家族的責任条約)批准	・デュオよこすか開館 ・県に女性副知事誕生
1996 (平成8)		・優生保護法を改正、母体保護法として公布、施行 ・男女共同参画2000年プラン策定	・神奈川県立かながわ女性センターの今後の運営について(答申)
1997 (平成9)		・労働基準法改定(女子保護規定撤廃) ・男女雇用機会均等法改正(女子差別禁止、セクハラ防止義務)(99年施行) ・育児・介護休業法改正(深夜業制限)	・かながわ新総合計画21の「Ⅶ共に生きる参加型社会をめざして」に「男女共同参画社会の実現」を位置付け ・かながわ女性プラン21策定 ・かながわ女性センターで、女性総合相談窓口スタート ・女性への暴力相談等関係機関連絡会発足
1998 (平成10)			・茅ヶ崎市女性センター、機能を拡充し、移転、開館
1999 (平成11)		・男女共同参画社会基本法公布・施行 ・食料・農業・農村基本法の公布・施行(女性の参画の促進)	・川崎市男女共同参画センター(すくらむ21)開館 ・県民総務室人権・同和担当と女性政策室を再編し、人権男女共同参画課を設置 ・女性への暴力相談「週末ホットライン」開設
2000 (平成12)	・国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク)	・男女共同参画基本計画策定 ・介護保険法の施行 ・ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規正法)公布・施行	・相模原市男女共同参画推進センター(ソレイユさがみ)開館 ・かながわ女性センターで「女性への暴力相談」窓口設置

年	国連等	日本	神奈川県
2001 (平成13)		<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府に男女共同参画局設置 ・男女共同参画会議設置 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「配偶者暴力防止法」という。)公布・施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市男女共同参画推進条例公布・施行 ・川崎市男女平等かわさき条例公布・施行 ・配偶者暴力相談窓口設置 ・横須賀市男女共同参画推進条例公布(02年施行)
2002 (平成14)			<ul style="list-style-type: none"> ・県男女共同参画推進条例公布・施行 ・神奈川県男女共同参画審議会設置 ・配偶者暴力相談支援センター設置
2003 (平成15)	<ul style="list-style-type: none"> ・女性差別撤廃委員会において、日本に対する審査が行われた 	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代育成支援対策推進法公布(05年全面施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ・県かながわ男女共同参画推進プラン策定 ・さがみはら男女共同参画推進条例公布(04年施行)
2004 (平成16)		<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者暴力防止法改正 ・育児・介護休業法改正(育児・介護取得の期間雇用者へ適用拡大、育児休業期間の延長、子の看護休暇の創設)(05年施行) 	
2005 (平成17)	<ul style="list-style-type: none"> ・第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代育成支援対策推進法全面施行 ・男女共同参画基本計画(第2次)策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・かながわ女性センターにかながわ女性キャリア支援センターを設置 ・横浜市婦人開館閉館。男女共同参画センター横浜南として開館。 ・フォーラムよこはま閉館。男女共同参画センター横浜北開館
2006 (平成18)	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合開催(東京) 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女雇用機会均等法改正(間接差別禁止、男性を含むセクハラ禁止)(07年施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ・県かながわDV被害者支援プラン策定

年	国連等	日本	神奈川県
2007 (平成19)		<ul style="list-style-type: none"> ・パートタイム労働法の改正(均衡の取れた処遇の確保の促進)(08年施行) ・配偶者暴力防止法改正(08年施行) ・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章、及び、仕事と生活の調和推進のための行動指針策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市男女共同参画推進条例公布・施行
2008 (平成20)			<ul style="list-style-type: none"> ・県かながわ男女共同参画推進プラン(第2次)策定
2009 (平成21)		<ul style="list-style-type: none"> ・育児・介護休業法の改正(10年施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ・県かながわDV被害者支援プラン改定
2010 (平成22)	<ul style="list-style-type: none"> ・第54回国連婦人の地位委員会「北京+15」開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次男女共同参画基本計画策定 	
2011 (平成23)			<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市DV相談支援センターを設置
2012 (平成24)			<ul style="list-style-type: none"> ・相模原市配偶者暴力相談支援センターを設置
2013 (平成25)		<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者暴力防止法改正(14年施行) ・ストーカー規正法改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・県かながわ男女共同参画推進プラン(第3次)策定
2014 (平成26)		<ul style="list-style-type: none"> ・パートタイム労働法の改正(15年施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ・県かながわDV被害者支援プランを改定し、県かながわDV防止・被害者支援プランを策定
2015 (平成27)	<ul style="list-style-type: none"> ・第59回国連婦人の地位委員会「北京+20」開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)公布・施行(16年完全施行) ・「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・かながわ女性センターを県藤沢合同庁舎に移転し「かながわ男女共同参画センター」(かなテラス)に名称変更

年	国連等	日本	神奈川県
2016 (平成28)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性活躍推進法完全施行 ・ 育児・介護休業法改正(17年施行) ・ 男女雇用機会均等法改正(17年施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 川崎市DV相談支援センターを設置
2017 (平成29)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 育児・介護休業法改正・施行 	
2018 (平成30)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律公布・施行 ・ 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律公布(19年から関連法順次施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県かながわ男女共同参画推進プラン(第4次)策定
2019 (令和元)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性活躍推進法改正(20年施行、22年完全施行) ・ 配偶者暴力防止法改正(20年施行) ・ 男女雇用機会均等法改正(20年施行) ・ 育児・介護休業法改正(20年施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県かながわDV防止・被害者支援プランを改定
2020 (令和2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第64回国連女性の地位委員会「北京+25」開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第5次男女共同参画基本計画閣議決定 	
2021 (令和3)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 育児・介護休業法改正(22年施行、23年完全施行) ・ 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律改正・施行 	
2022 (令和4)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律公布(24年施行) ・ AV出演被害防止・救済法公布・施行 	



6 関係法令

神奈川県男女共同参画推進条例 (平成14年神奈川県条例第8号)

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の実施について必要な事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成の促進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、互いにその人権を尊重し、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 事業者 事業を営む法人その他の団体又は個人をいう。
- (3) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 相手が望まない性的な言動により相手方の職場、家庭、学校、地域その他の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

(男女共同参画を推進するための理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられ性別による

いかなる権利侵害も受けないこと、あらゆる場において男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進は、男女が社会のあらゆる分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活と職業生活その他の社会生活等との調和を図ることができるようになることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する理念(以下「条例の理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、男女共同参画の推進に関する施策について、市町村、事業者及び県民と協力して実施するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、条例の理念にのっとり、

その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進を図るものとする。

- 2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、条例の理念にのっとり、あらゆる分野において男女が共に責任を担い、及び互いに協力するとともに、男女共同参画の推進を阻害する行為を行わないよう努めなければならない。

- 2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害行為の禁止)

第7条 何人も、職場、家庭、学校、地域その他の社会のあらゆる場において、異性に対する暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。）その他の性別による権利侵害行為を行ってはならない。

(セクシュアル・ハラスメントの禁止等)

第8条 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

- 2 事業者は、事業活動を行うに当たり、その使用する者が当該事業の執行に際し、第三者（取引先の従業員、施設利用者、生徒等を含む。）に対しセクシュアル・ハラスメントを行わないよう必要な配慮に努めなければならない。

(情報を読み解く能力の向上)

第9条 県は、県民が、男女共同参画の推進を阻害するおそれがある表現に関し、提供される情報を主体的に解釈し、及び評価するための能力の向上を図ろうとする取組に必要な施策を講じるものとする。

(男女共同参画の推進に関する届出等)

第10条 常時使用する従業員の数が規則で

定める数の規模の事業所を県内に有する事業者は、毎年、当該事業所における男女共同参画の推進に関し、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める事業所については、この限りでない。

- (1) 事業者の名称及び代表者並びに所在地
- (2) 事業所の名称及び所在地並びに主たる業種
- (3) 常時使用する従業員の数及びその職務区分別の数並びにそれらの男女別の数
- (4) 専ら事業所全般又は事業所に設けられた組織の経営及び管理の業務に従事する者の数並びにその男女別の数
- (5) 従業員の資質及び能力の向上を図るための教育訓練の実施状況
- (6) 業務の遂行と家庭生活における活動との両立を支援するための措置の状況
- (7) セクシュアル・ハラスメントを防止するための措置の状況
- (8) その他規則で定める事項

- 2 知事は、前項の規定による届出をしていない事業者に対し、届出を行うべきことを勧告することができる。

(報告の徴収)

第11条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、前条第1項の規定により届出があつた事業者から必要な報告を求めることができる。

(指導及び勧告)

第12条 知事は、第10条第1項の規定により事業者から届出があつた事業所のうち、相当の理由がないにもかかわらず、男女共同参画の推進の状況が著しく不良であると認められ、かつ、相当の期間を経過しても改善が認められないものがあると

きは、当該事業所を有する事業者に対し、改善に関する指導又は勧告をすることができる。

(情報の提供)

第13条 県は、男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画の推進の状況についての情報を県民及び事業者に積極的に提供するものとする。

(施策又は事業についての提案等の申出)

第14条 県内に住所を有する者、県内に事業所を有する事業者その他規則で定める者で、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は事業についての提案、意見、要望、苦情等のあるものは、知事にその旨を申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定により申出があった提案、意見、要望、苦情等の処理を行うに当たり特に必要があると認めるときは、神奈川県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。

(審議会への諮問)

第15条 知事は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第1項の規定による男女共同参画計画を策定し、又は改定しようとするときその他男女共同参画の推進に関する重要事項に関し決定を行おうとするときは、審議会の意見を聴くものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第10条から第12条までの規定は、同年10月1日から施行する。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

2 附属機関の設置に関する条例(昭和28

年神奈川県条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表知事の項神奈川県統計報告調整審議会の項の次に次のように加える。

神奈川県男女共同参画審議会	男女共同参画の推進に関する重要事項及び神奈川県男女共同参画推進条例(平成14年神奈川県条例第8号)第14条第1項の規定により申出があった提案、意見、要望、苦情等の処理につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	12人以内
---------------	--	-------

3 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則(平成20年7月22日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年8月3日条例第48号抄)(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月30日条例第25号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第10条第1項の改正規定は、同年10月1日から施行する。

神奈川県男女共同参画審議会規則（神奈川県規則第41号）

（趣旨）

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）により設置された神奈川県男女共同参画審議会の所掌事項、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 神奈川県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）は、男女共同参画の推進に関する重要事項及び神奈川県男女共同参画推進条例（平成14年神奈川県条例第8号）第14条第1項の規定により申出があった提案、意見、要望、苦情等の処理につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議する。

（委員）

第3条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、県民、事業者（事業者が組織する団体の役職員を含む。）及び男女共同参画の推進に関する事項について学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

（会議）

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第6条 審議会は、その所掌事項に係る専門的事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部務を掌理し、部会における調査審議の状況及び結果を審議会に報告する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」と、「出席委員」とあるのは「出席した部会に属する委員」と読み替えるものとする。

（特別委員）

第7条 特別の事項について調査審議する必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、男女共同参画の推進に関する事項について専門的知識を有する者のうちから知事が委嘱する。

3 特別委員は、当該特別の事項の調査審

議が終了したときは、解嘱されるものとする。

4 特別委員は、審議会又は部会の会議において議決に加わることができない。

(委員でない者の出席)

第8条 審議会又は部会は、必要があるときは、専門的事項に関し学識経験を有する者、県職員その他の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、福祉子どもみらい局共生推進本部室において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営その他審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月30日規則第16号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日規則第42号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日規則第23号抄)

(施行期日)

1 この規則中第1条及び次項から附則第37項までの規定は平成30年4月1日から、第2条の規定は公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の成立の日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日規則第31号抄)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。(後略)

神奈川県共生推進本部の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県共生推進本部の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念の普及、人権行政、男女共同参画社会の形成、当事者目線に立った新しい障がい福祉など、共生社会の実現に向けた取組を総合的に推進するため、神奈川県共生推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第3条 推進本部は、共生社会の実現に向けた取組に係る重要事項の総合的推進及び調整に関することを所掌する。

(組織)

第4条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長及び副本部長は、それぞれ知事、副知事をもって充てる。

3 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

4 推進本部は、本部長が必要に応じて、全部又は一部の構成員を招集し、これを主宰する。

5 本部長は、必要に応じ、関係局長等の出席又は関係部課長等の陪席を求めることができる。

6 推進本部は、必要に応じ、外部有識者等の意見を聴取することができる。

(推進会議)

第5条 推進本部に共生社会施策推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

2 推進会議は、次の事項を所掌する。

(1) 第3条に規定する推進本部の所掌事項の調整に関すること。

(2) その他、共生社会施策に係る事項の総合的推進に関すること。

3 推進会議は、別表第2に掲げる職にあるものをもって構成する。

4 共生推進本部室長は、必要に応じ関係職員の出席又は陪席を求めることができる。

(部会)

第6条 推進会議は、推進本部の所掌事項に係る必要な検討を行うため、部会を置くことができる。

(局等における推進体制)

第7条 本部員は、推進本部の定めた方針等に基づき、又は自主的に、本部員が掌理する事務を分掌する局等(以下「局等」という。)における共生社会の実現に必要な方策について調査、検討し、その推進を図るものとする。

2 本部員は、前項の推進に当たり、必要に応じて、他の本部員と随時協議するものとする。

3 本部員は、局等における共生社会施策の推進の状況に関して、随時、推進本部に報告する。

4 局等における共生社会施策の推進に必要な事項は、当該本部員が定めることができる。

(人権男女共同参画に係る推進)

第8条 局等の人権施策及び男女共同参画施策に係る推進体制の整備を図るため、局等に人権男女共同参画施策統括責任者(以下「人権男女統括者」という。)及び人権男女共同参画施策推進責任者(以下「人権男女責任者」という。)を置き、各所属に人権男女共同参画施策推進主任者兼研修指導者(以下「人権男女主任者」という。)を置く。

- 2 人権男女統括者は、別表第1の職にある者を充てる。ただし、理事（いのち・未来戦略担当）、広報戦略担当局長、デジタル行政担当局長、共生担当局長、福祉子どもみらい局参事監（福祉企画担当）、企業庁長、及び教育長は除く。
- 3 人権男女統括者は、推進本部の決定を受けて、局等における人権施策及び男女共同参画施策について、統括的な責任者として、推進を図る。
- 4 人権男女責任者は、別表第3の職にある者を充てる。
- 5 人権男女責任者は、人権男女統括者の指揮監督の下、局等における人権施策及び男女共同参画施策について、各所属と調整し推進を図る。
- 6 人権男女主任者は、各所属の職員のうちから、所属長が指名する者とする。ただし、各地域県政総合センターの人権男女主任者は、各部の職員から各地域県政総合センター所長が指名する者とする。
- 7 人権男女主任者は、人権男女統括者の指揮監督の下、人権男女責任者と調整を行い、所属における人権施策及び男女共同参画施策の推進を図るとともに、人権及び男女共同参画についての研修を実施する。

（庶務）

第9条 推進本部の庶務は、共生推進本部室で処理する。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営等に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月22日から施行する。

別表第1（第4条関係）

職
理事(いのち・未来戦略担当)
広報戦略担当局長
デジタル行政担当局長
共生担当局長
政策局長
総務局長
くらし安全防災局長
国際文化観光局長
スポーツ局長
環境農政局長
福祉子どもみらい局長
福祉子どもみらい局参事監(福祉企画担当)
健康医療局長
産業労働局長
県土整備局長
会計局長
横須賀三浦地域県政総合センター所長
県央地域県政総合センター所長
湘南地域県政総合センター所長
県西地域県政総合センター所長
企業庁長
企業局長
議会局長
教育長
教育局長
人事委員会事務局長
監査事務局長
労働委員会事務局長
警察本部長

別表第2（第5条関係）

職
別表第1の局における副局長、副所長又はそれに準ずる者

別表第3（第8条関係）

職
政策局総務室企画調整担当課長
総務局総務室企画調整担当課長
くらし安全防災局総務室企画調整担当課長
国際文化観光局総務室企画調整担当課長
スポーツ局総務室管理担当課長
環境農政局総務室企画調整担当課長
福祉子どもみらい局総務室企画調整担当課長
健康医療局総務室企画調整担当課長
産業労働局総務室企画調整担当課長
県土整備局総務室企画調整担当課長
会計局会計課副課長
地域県政総合センター総務部長
企業庁企業局総務室企画調整担当課長
教育委員会教育局行政部行政課専任主幹
議会局総務課副課長
人事委員会事務局総務課副課長
監査事務局総務課副課長
労働委員会事務局審査調整課副課長
警察本部警務部警務課企画室長



男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）

（趣旨）

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行わ

れなければならない。
(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定め

る男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長

期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任され

ることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわら

ず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(総理府設置法の一部改正)

第四条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則 [平成十一年七月一六日法律第一〇二号抄]

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日〔平成十三年一月六日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 [略]

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、

その日に満了する。

一～十 〔略〕

十一 男女共同参画審議会

十二～五十八 〔略〕

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則〔平成十一年一月二二日法律第一六〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。〔後略〕

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (平成27年9月4日法律第64号)

目次

第一章 総則 (第一条—第四条)
第二章 基本方針等 (第五条・第六条)
第三章 事業主行動計画等
第一節 事業主行動計画策定指針 (第七条)
第二節 一般事業主行動計画等 (第八条—第十八条)
第三節 特定事業主行動計画 (第十九条)
第四節 女性の職業選択に資する情報の公表 (第二十条・第二十一条)
第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置 (第二十二条—第二十九条)
第五章 雑則 (第三十条—第三十三条)
第六章 罰則 (第三十四条—第三十九条)
附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多

様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
- イ 女性の職業生活における活躍を推進す

るための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的

かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等 (一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に

関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労

働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するとき、第九条の認定を取り消すことができ

きる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立

された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、そ

れぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働

者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、これらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占め

る女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表
(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前

項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

- 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その

他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、

国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、

女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、

その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、

前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（社会保険労務士法の一部改正）

第五条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（内閣府設置法の一部改正）

第六条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成二九年三月三十一日法律第一四号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に
一条を加える改正規定及び附則第三十五
条の規定 公布の日

二・三 〔略〕

四 〔前略〕附則第二十一条、第二十二条、
第二十六条から第二十八条まで及び第
三十二条の規定並びに附則第三十三条(次
号に掲げる規定を除く。)の規定 平成
三十年一月一日

五 〔略〕

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号
に掲げる規定にあっては、当該規定)の
施行前にした行為に対する罰則の適用に
ついては、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほ
か、この法律の施行に伴い必要な経過措
置は、政令で定める。

附 則〔令和元年六月五日法律第二四号抄〕
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算し
て一年を超えない範囲内において政令で
定める日から施行する。ただし、次の各
号に掲げる規定は、当該各号に定める日
から施行する。

〔令和元年一二月政令一七四号により、令和
二・六・一から施行〕

一 〔前略〕附則第六条の規定 公布の日
二 第二条の規定 公布の日から起算して
三年を超えない範囲内において政令で定
める日

〔令和元年一二月政令一七四号により、令和
四・四・一から施行〕

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対
する罰則の適用については、なお従前の
例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、こ
の法律の施行に関して必要な経過措置は、
政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を
経過した場合において、この法律による
改正後の規定の施行の状況について検討
を加え、必要があると認めるときは、そ
の結果に基づいて所要の措置を講ずるも
のとする。

附 則〔令和四年三月三十一日法律第一二号
抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日か
ら施行する。ただし、次の各号に掲げる
規定は、当該各号に定める日から施行す
る。

一 〔前略〕附則第二十八条の規定 公布の日
二 〔略〕

三 〔前略〕附則〔中略〕第二十四条〔中略〕
の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、
この法律の施行に伴い必要な経過措置は、
政令で定める。

〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

(罰則の適用等に関する経過措置)

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する
法律(令和四年法律第六十七号。以下「刑
法等一部改正法」という。)及びこの法律
(以下「刑法等一部改正法等」という。)
の施行前にした行為の処罰については、
次章に別段の定めがあるもののほか、な
お従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行
為に対して、他の法律の規定によりなお
従前の例によることとされ、なお効力を
有することとされ又は改正前若しくは廃

止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑（刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。）に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする拘留とする。

（裁判の効力とその執行に関する経過措置）

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（人の資格に関する経過措置）

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によ

ることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（経過措置の政令への委任）

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法〔刑法等の一部を改正する法律＝令和四年六月法律第六七号〕施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日
- 二 〔略〕

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (1985年6月 日本批准)

この条約の締約国は、
国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他

の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなるを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に厳重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女

の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性にに基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

(a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。

(b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。

(c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保

すること。

(d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。

(e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

(f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。

(g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

1. 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2. 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる

差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

1. 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
2. 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することによ

り行うこと。

- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

1. 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合に
 - おける社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
2. 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
 - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
 3. この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

1. 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適

当な措置をとる。

2. 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

1. 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2. 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受

する権利

- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

1. 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
2. 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
3. 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかなるを問わない。）を無効とすることに同意する。
4. 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

1. 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
2. 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

1. この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後は23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
2. 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
3. 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
4. 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

5. 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
6. 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
7. 締約国は、自国の専門家が委員会委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
8. 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
9. 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

1. 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
 - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
2. 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

1. 委員会は、手続規則を採択する。
2. 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

1. 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
2. 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

1. 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
2. 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

1. この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
2. 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
3. この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
4. この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

1. いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
2. 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

1. この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
2. この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

1. 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、

すべての国に送付する。

2. この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
3. 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

1. この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
2. 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
3. 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

7 目標一覧

重点目標1 あらゆる分野における男女共同参画

施策の基本方向1 政策・方針決定過程における女性の参画			
No.	目標	現状値(年度)	目標値(年度)
1	県の管理職に占める女性の割合(知事部局等)	18.6% (2022)	25% (2025)
2	県の審議会等における女性委員の割合	38.8% (2021)	40.0%を超える こと (2023)
施策の基本方向2 あらゆる分野における女性の活躍促進			
No.	目標	現状値(年度)	目標値(年度)
3	民間事業所の女性管理職(課長相当職以上)の割合	8.7% (2021)	13% (2027)
施策の基本方向3 家庭・地域活動への男性の参画			
No.	目標	現状値(年度)	目標値(年度)
4	男性職員の育児休業等取得率(知事部局等)	39.5% (2021)	30% (2025)
5	民間事業所の男性の育児休業取得率	18.3% (2021)	2021年度より 増加すること (2023)

重点目標2 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現

施策の基本方向1 職業生活における活躍支援			
No.	目標	現状値(年度)	目標値(年度)
6	25～44歳の女性の就業率(労働力調査)	76.0% (2021)	82.0% (2027)
施策の基本方向2 働き方改革と多様なワークスタイルの推進			
No.	目標	現状値(年度)	目標値(年度)
7	常用雇用者30人以上の事業所における1人平均月間の所定外労働時間	計11.3時間 (2021)	計10.0時間 (2027)

重点目標3 男女共同参画の面から見た健やかで安全・安心な暮らし

施策の基本方向1 あらゆる暴力の根絶			
No.	目標	現状値(年度)	目標値(年度)
8	夫婦間における次のような行為を暴力と認識する人の割合 ①平手で打つ ②何を言っても長時間無視し続ける ③大声でどなる ④生活費を渡さない ⑤交友関係や電話などを細かく監視する ⑥いやがっているのに性的な行為を強要する	①78.8% ②54.9% ③59.8% ④72.1% ⑤53.7% ⑥86.9% (2022)	①～⑥ 2022年度より増 加すること (2027)

施策の基本方向2 困難を抱えた女性等に対する支援

No.	目 標	現状値(年度)	目標値(年度)
9	養育費相談件数	72件 (2021)	各年度80件

施策の基本方向3 生涯を通じた健やかで生き生きとした暮らしの支援

No.	目 標	現状値(年度)	目標値(年度)
10	子宮頸がん検診(①)、乳がん検診(②)受診率	①47.4% ②47.8% (2019)	①②共に50% (2023)
11	20歳代の女性のやせの割合の減少 (県民健康・栄養調査)	14.7% (2017~2019)	2023年度の「かな がわ健康プラン 21」の改定に合わ せて設定
12	自殺者の減少 (人口動態統計)	自殺死亡率 15.2 (2021)	自殺死亡率10.2 以下 (2026)

施策の基本方向4 防災・復興における男女共同参画の推進

No.	目 標	現状値(年度)	目標値(年度)
13	女性消防団員の割合	9.2% (2021)	10.0% (2027)

重点目標4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備

施策の基本方向1 固定的な性別役割分担意識等の解消のための意識改革

No.	目 標	現状値(年度)	目標値(年度)
14	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」という考え方について「そう 思わない」人の割合	86.1% (2021)	2021年度より 増加すること (2027)

施策の基本方向2 子ども・若者に向けた意識啓発

No.	目 標	現状値(年度)	目標値(年度)
15	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」という考え方について「そう 思わない」18~29歳の人の割合	85.9% (2021)	2021年度より 増加すること (2027)

施策の基本方向3 育児・介護等の基盤整備

No.	目 標	現状値(年度)	目標値(年度)
16	保育所等利用待機児童数	306人 (2021)	0人 (2027)
17	特別養護老人ホーム整備床数(累計)	39,296床 (2021)	42,147床 (2023)

重点目標5 推進体制の整備・強化

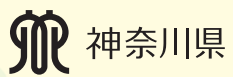
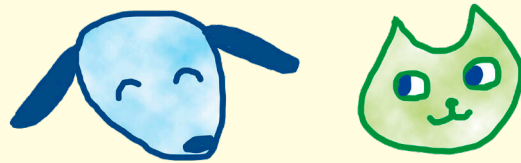
施策の基本方向3 進行管理

No.	目 標	現状値(年度)	目標値(年度)
18	女性活躍推進法に基づく推進計画の策定率 (対象：県内19市・14町村)	市94.7% 町村85.7% (2022)	100% (2027)

7 用語一覧

	用語	解説
あ	SNS	ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略。登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。
	M字カーブ	日本の女性の労働力人口比率(労働力率、労働参加率)又は就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。この背景には、結婚や出産を機に労働市場から退出し、子育てが一段落すると再び労働市場に参入する女性が多いということが考えられる。なお、10年前と比較すると、全ての年齢階級で労働力人口比率は上昇しており、グラフの全体の形はM字型から欧米先進諸国で見られるような台形に近づきつつある。
	L字カーブ	女性の正規雇用比率を年齢階級別にグラフ化したとき、20歳代後半をピークに、その後低下し、アルファベットのLのような形になること。
か	ケアラー	こころやからだに不調のある人の介護、看病、療育、世話、気づかいなど、ケアの必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアする人のこと。
	固定的な性別役割分担意識	「家事・育児等は主として女性が担うもの」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
さ	「JKビジネス」問題	児童の性を売り物にする営業の一つで、「JK」、すなわち「女子高校生」などの18歳に満たない者を雇い、表向きには性的サービスを行わない健全な営業を装いながら、「裏オプショ
	ジェンダー/ジェンダー平等	(ジェンダー) 生物学的性別(セックス/sex)に対し、社会的・文化的に形成された性差に着目する表現。男性、女性という二つだけの性に人々をはめ込まず、世の中には多様な性のグラデーションがあることについて注意喚起を促す概念でもある。 (ジェンダー平等) 「男女共同参画」と比べ、次の点に焦点を当てていることが特徴。 ・男性、女性だけではなく、性的マイノリティを含め、すべての人を対象とする ・機会の平等だけではなく、格差の解消もめざす
	ジェンダー主流化	あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、全ての政策、施策及び事業について、ジェンダーの視点を取り込むこと。
	ジェンダー統計	男女間の意識による偏り、格差及び差別の現状並びにその要因や現状が生み出す影響を客観的に把握するための統計のこと。
	持続可能な開発のための2030アジェンダ(持続可能な開発目標：SDGs)	2015年9月に国連で採択された、2016年から2030年までの国際目標。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むため、先進国を含む国際社会全体の目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標(Sustainable Development Goals: SDGs)を設定。ゴール5ではジェンダー平等の達成と全ての女性及び女性のエンパワーメント(自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること)が掲げられており、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものとされている。
	性的指向・性自認(ソジ又はソギ)	性的指向(Sexual Orientation)と性自認(Gender Identity)の頭文字をとった言葉。性的マイノリティに限らず、多数派(マジョリティ)も含め、すべての人の性の多様性を示す表現として用いられる。
	性的マイノリティ	生物学的な性(からだの性)と性の自己意識(こころの性)が一致しない人、性的指向(人の恋愛・性愛がどのような対象に向かうのかを示す概念)が同性や両性(男女両方)に向いている人など、社会的には少数派となるそうした人たちのこと。

		<ul style="list-style-type: none"> ・ Lesbian (レズビアン) 女性の同性愛者 ・ Gay (ゲイ) 男性の同性愛者 ・ Bisexual (バイセクシュアル) 両性愛者 ・ Transgender (トランスジェンダー) からだの性とところの性が一致しないという感覚(性別違和)を持つ人(医学上の診断名「性同一性障害」より広い概念) <p>頭文字をとって「LGBT」と表現することがあるが、この類型にあてはまらない人も多くいる。そのため、性別にかかわらず恋愛・性愛の感情を抱かない人(アセクシュアル)、性自認を男性・女性のいずれかにあてはめない人(エックスジェンダー)、自分自身のセクシュアリティが分からない、決めない人(クエスチョニング)などを含め、「LGBTQ+」といった表現が用いられることもある。</p>
	セクシュアル・ハラスメント	相手が望まない性的な言動により相手方の職場、家庭、学校、地域その他の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えること。
	(男女共同参画に係る)積極的改善措置(ポジティブ・アクション)	男女が、互いにその人権を尊重し、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、暫定的に、当該機会を積極的に提供すること。
た	ダイバーシティ	「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。
	DV	ドメスティック・バイオレンスの略。プラン及び「かながわDV防止・被害者支援プラン」においては、「配偶者等(配偶者や交際相手等の親密な関係にある、又はあった者)からの暴力」のこと。
	デートDV	プラン及び「かながわDV防止・被害者支援プラン」においては、「交際相手からの暴力」のこと。
	テレワーク	T e l e (離れて)とW o r k (仕事)を組み合わせた造語。情報通信技術を活用した場所に縛られない柔軟な働き方のこと。
は	パタニティ・ハラスメント	育児休業などを取得しようとする男性に対して、職場で嫌がらせや不利益な取扱いを与えること。
	マタニティ・ハラスメント	妊娠・出産を理由に職場で精神的、肉体的な嫌がらせや不利益な扱いを与えること。
ま	見える化	関連する情報やデータを公開することにより、各主体の気付きを促し、問題意識を高め、自ら改善する努力を促進する取組のこと。
	無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)	誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。無意識の偏見ともいう。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに刷り込まれ、既成概念、固定観念となっていく。
	メディア・リテラシー	メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。
	5	<p>(リプロダクティブ・ヘルス)</p> <p>人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあること。</p> <p>(リプロダクティブ・ライツ)</p> <p>全てのカップルと個人が、子どもを持つか持たないか、自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利のこと。</p>
	ロールモデル	将来において目指したいと思う、模範となる存在であり、そのスキルや具体的な行動を学んだり模倣をしたりする対象となる人材のこと。
わ	ワーク・ライフ・バランス	国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても健康で豊かな生活のための時間を確保し、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。



神奈川県

福祉子どもみらい局 共生推進本部室

〒231-8588 横浜市中区日本大通1 TEL (045)210-3640(直通) FAX (045)210-8832

